

川危管発第8号
令和7年5月13日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 青山 聖子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年2月1日執行の危機管理部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（危機管理課）

危機管理課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

ご指摘いただいた備品につきましては、備品受払簿と照合するなど管理状況を確認し、令和7年4月までに備品整理票の貼付漏れのあった備品には貼付を行い、現存しない備品や使用していない備品は返納処理を実施いたしました。また、備品の設置場所を備品台帳に基づき修正し、整理いたしました。

今後は、備品の購入時や返納時等には、備品整理票の貼付や返納処理を適宜行う等、川口市財産規則に則った適正な事務の執行及び管理に努めて参ります。

